

令和 5 年 9 月定例県議会

建設常任委員会説明資料

土 木 部

目 次

1 予算関係について

(1) 令和5年度熊本県補正予算について

令和5年度9月補正予算資料	1
令和5年度9月補正予算総括表	2
令和5年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）	
道路整備課	3
都市計画課	4
下水環境課	5
河川課	7
港湾課	8
砂防課	9
建築課	10
令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（議案第3号）	
下水環境課	6
(2) 令和5年度繰越明許費について	11
令和5年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）	
令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（議案第2号）	

2 条例等関係について

(1) 令和5年度市町村負担金について

令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について（議案第15号）	13
令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について（議案第16号）	14
令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について（議案第17号）	15
令和5年度海岸事業の経費に対する市町負担金について（議案第18号）	16

令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について（議案第19号）	17
令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業 の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について（議案第20号）	19～20
(2) 工事請負契約の締結について 営繕課（議案第22号）	21～23
(3) 工事請負契約の変更について 営繕課（議案第23号～第24号）	25～28
(4) 専決処分の報告及び承認について 道路保全課（議案第27号～第33号）	29～36
(5) 専決処分の報告について 監理課（報告第2号～第7号）	37～43
(6) 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について 道路整備課（報告第32号）	45
(7) 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について 河川課（報告第33号）	46
(8) 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について 河川課（報告第34号）	47

令和5年度9月補正予算資料

(単位:千円)

区分	一般会計						特別会計等			合計			
	普通建設事業			災害復旧事業			投資的経費計	消費的経費	一般会計計		投資的経費	消費的経費	特別会計等計
	補助事業	県単事業	直轄事業	補助事業	県単事業	直轄事業							
補正前予算額	44,593,444	25,672,965	14,470,936	9,000,485	551,000		94,288,830	9,750,987	104,039,817	3,796,179	4,843,249	8,639,428	112,679,245
今回補正額	18,125	3,780,310		7,628,725	583,000		12,010,160	87,102	12,097,262		134,900	134,900	12,232,162
合計	44,611,569	29,453,275	14,470,936	16,629,210	1,134,000		106,298,990	9,838,089	116,137,079	3,796,179	4,978,149	8,774,328	124,911,407

【各課別内訳】 (上段は今回補正額、下段は今回補正後の額)

監理課		118,421					118,421	721,128	839,549				839,549
用地対策課								104,521	104,521	400,000		400,000	504,521
土木技術管理課	127,937	51,212					179,149	125,507	304,656				304,656
道路整備課	16,797,361	1,785,385	6,303,976				24,886,722	775,361	25,662,083				25,662,083
道路保全課	7,862,784	5,770,526			351,000		13,984,310	3,252,747	17,237,057				17,237,057
都市計画課		535,000					535,000		535,000				535,000
	5,020,221	2,793,151					7,813,372	626,052	8,439,424				8,439,424
下水環境課	7,650						7,650		7,650		134,900	134,900	142,550
	207,240	151,455					358,695	499,913	858,608	1,951,179	3,490,096	5,441,275	6,299,883
河川課		3,116,910		7,623,500	583,000		11,323,410	87,102	11,410,512				11,410,512
	5,176,074	13,948,726	6,004,000	16,623,985	783,000		42,535,785	570,569	43,106,354				43,106,354
港湾課				5,225			5,225		5,225				5,225
	1,438,880	2,076,486	1,036,800	5,225			4,557,391	1,344,758	5,902,149	1,445,000	1,488,053	2,933,053	8,835,202
砂防課		128,400					128,400		128,400				128,400
	6,973,026	1,865,456	1,126,160				9,964,642	137,968	10,102,610				10,102,610
建築課	10,475						10,475		10,475				10,475
	83,559	10,333					93,892	434,901	528,793				528,793
営繕課		796,221					796,221	259,075	1,055,296				1,055,296
住宅課	924,487	85,903					1,010,390	985,589	1,995,979				1,995,979
合計	18,125	3,780,310		7,628,725	583,000		12,010,160	87,102	12,097,262		134,900	134,900	12,232,162
	44,611,569	29,453,275	14,470,936	16,629,210	1,134,000		106,298,990	9,838,089	116,137,079	3,796,179	4,978,149	8,774,328	124,911,407

令和5年度9月補正予算総括表

(単位：千円)

1 一般会計

課名	補正前予算額	今回補正額	合計	今回補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
監理課	839,549		839,549				
用地対策課	104,521		104,521				
土木技術管理課	304,656		304,656				
道路整備課	25,662,083		25,662,083				
道路保全課	17,237,057		17,237,057				
都市計画課	7,904,424	535,000	8,439,424		347,000	50,000	138,000
下水環境課	850,958	7,650	858,608	7,650			
河川課	31,695,842	11,410,512	43,106,354	5,002,500	5,611,000		797,012
港湾課	5,896,924	5,225	5,902,149	3,335	1,000		890
砂防課	9,974,210	128,400	10,102,610		123,000		5,400
建築課	518,318	10,475	528,793	5,000			5,475
営繕課	1,055,296		1,055,296				
住宅課	1,995,979		1,995,979				
合計	104,039,817	12,097,262	116,137,079	5,018,485	6,082,000	50,000	946,777

2 港湾整備事業特別会計

港湾課	2,859,828		2,859,828				
-----	-----------	--	-----------	--	--	--	--

3 臨海工業用地造成事業特別会計

港湾課	73,225		73,225				
-----	--------	--	--------	--	--	--	--

4 用地先行取得事業特別会計

用地対策課	400,000		400,000				
-------	---------	--	---------	--	--	--	--

5 流域下水道事業会計

下水環境課	5,306,375	134,900	5,441,275			134,900	
-------	-----------	---------	-----------	--	--	---------	--

土木部合計	112,679,245	12,232,162	124,911,407	5,018,485	6,082,000	184,900	946,777
-------	-------------	------------	-------------	-----------	-----------	---------	---------

令和5年度9月補正予算

道路整備課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明											
					特 定 財 源			一般財源												
					国支出金	地方債	その他													
P50	道路新設改良費	17,304,818		17,304,818					【債務負担行為の変更】 国道445号新神屋敷橋(五木村)											
	地域道路改築費	10,209,424		10,209,424																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">限 度 額</th> </tr> <tr> <th>補正前</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>350,000</td> <td>190,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>100,000</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table>										年 度	限 度 額		補正前	補正後	6	350,000	190,000	7	100,000	300,000
年 度	限 度 額																			
	補正前	補正後																		
6	350,000	190,000																		
7	100,000	300,000																		
道 路 整 備 課 計		25,662,083		25,662,083																

令和5年度9月補正予算

都市計画課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書の 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明										
					特 定 財 源			一般財源											
					国支出金	地方債	その他												
P 3.9 P 5.0	土地区画整理費	2,881,460	535,000	3,416,460		347,000	50,000	138,000	【熊本地震】 益城中央被災市街地復興土地区画整理に要する事業費の増 【債務負担行為の設定】 益城中央被災市街地仮設店舗賃借										
	土地区画整理事業費	2,994,500	535,000	3,529,500		347,000	50,000	138,000											
									<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>19,000</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	限 度 額	6	19,000	7	19,000	8	19,000	9	19,000
年 度	限 度 額																		
6	19,000																		
7	19,000																		
8	19,000																		
9	19,000																		
都 市 計 画 課 計		7,904,424	535,000	8,439,424		347,000	50,000	138,000											

令和5年度9月補正予算

下水環境課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書の 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P 3 1	漁 港 建 設 管 理 費	47,118	7,650	54,768	7,650				
	漁業集落環境整備事業費	47,765	7,650	55,415	7,650				国庫内示増に伴う増 二江地区(天草市)
下 水 環 境 課 計		850,958	7,650	858,608	7,650				

令和5年度9月補正予算

下水環境課 (流域下水道事業会計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P52) P56	(収益的支出) 熊本北部流域 下水道管理費	2,143,037	119,200	2,262,237			119,200		
	管きよ費・処理場費・ 業務費・総係費等	1,283,415	119,200	1,402,615			119,200		物価高騰に伴う指定管理者委託料の増
	(収益的支出) 球磨川上流流域 下水道管理費	515,959	12,800	528,759			12,800		
	管きよ費・処理場費・ 業務費・総係費等	279,772	12,800	292,572			12,800		物価高騰に伴う指定管理者委託料の増
	(収益的支出) 八代北部流域 下水道管理費	631,295	2,900	634,195			2,900		
	管きよ費・処理場費・ 業務費・総係費等	306,747	2,900	309,647			2,900		物価高騰に伴う指定管理者委託料の増
下水環境課 計		5,306,375	134,900	5,441,275			134,900		

令和5年度9月補正予算

河川課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書の頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
P37	河川海岸総務費	11,906,438	87,102	11,993,540				87,102	
	国庫支出金返納金		87,102	87,102				87,102	災害関連大規模漂着流木等処理対策事業(流木災)の完了実績報告に伴う額確定による国庫返納金
P37	河川改良費	9,926,010	3,116,910	13,042,920		2,991,000		125,910	
	単県河川等災害関連事業費	508,250	3,116,910	3,625,160		2,991,000		125,910	国庫補助災害復旧事業の対象とならない復旧等に伴う事業費の増 【令和2年7月豪雨】 1,599,410 【令和5年梅雨前線豪雨等】 1,517,500
土木費計		22,495,357	3,204,012	25,699,369		2,991,000		213,012	
P47	河川等補助災害復旧費	9,000,485	7,623,500	16,623,985	5,002,500	2,620,000		1,000	
	現年発生国庫補助災害復旧費	930,500	7,623,500	8,554,000	5,002,500	2,620,000		1,000	令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧に伴う事業費の増
P47	河川等単県災害復旧費	200,000	583,000	783,000				583,000	
	災害復旧事業設計調査費	200,000	583,000	783,000				583,000	令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧のための調査、測量設計に伴う事業費の増
災害復旧費計		9,200,485	8,206,500	17,406,985	5,002,500	2,620,000		584,000	
河川課計		31,695,842	11,410,512	43,106,354	5,002,500	5,611,000		797,012	

令和5年度9月補正予算

港湾課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書の頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P47	港湾補助災害復旧費		5,225	5,225	3,335	1,000		890	
	現年発生国庫補助災害復旧費		5,225	5,225	3,335	1,000		890	令和5年梅雨前線豪雨等により流木等で埋塞した泊地の機能回復に要する経費 長洲港(長洲町)
港湾課計		5,896,924	5,225	5,902,149	3,335	1,000		890	

令和5年度9月補正予算

砂防課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書の頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P37)	砂防費	9,669,476	128,400	9,797,876		123,000		5,400	
P38	単県砂防施設維持管理費	482,224	128,400	610,624		123,000		5,400	令和5年梅雨前線豪雨等による既設砂防設備の機能回復に要する経費の増 金山川砂防堰堤(益城町)外3箇所
砂防課計		9,974,210	128,400	10,102,610		123,000		5,400	

令和5年度9月補正予算

建築課（一般会計）

(単位:千円)

説明書の 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
P36	建 築 指 導 費	128,761	10,475	139,236	5,000			5,475	
	宅 地 開 発 対 策 費	50,198	10,475	60,673	5,000			5,475	盛土規制法に基づく規制区域指定のための調査に要する経費の増
建 築 課 計		518,318	10,475	528,793	5,000			5,475	

令和 5 年 度 繰 越 明 許 費

1 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第1号議案)

(単位：千円)

款	項	金 額	説 明
衛 生 費		30,000	
	環 境 衛 生 費	30,000	下水環境課
土 木 費		13,196,680	
	道 路 橋 り よ う 費	7,084,680	道路整備課、道路保全課
	港 湾 費	1,665,500	港湾課
	都 市 計 画 費	4,446,500	都市計画課
合 計		13,226,680	

2 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号議案)

(単位：千円)

款	項	金 額	説 明
土 木 費		890,000	
	港 湾 費	890,000	港湾課

合 計	14,116,680	(単位：千円)
-----	------------	---------

第 15 号

令和 5 年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和 5 年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業 (改良)	工事費の 10分の1. 5に相当する金額
2 単県道路改良事業 (側溝整備)	工事費の 10分の1. 5に相当する金額

(提案理由)

令和 5 年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 52 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

令和 5 年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について

令和 5 年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の 10 分の 1.5 に相当する金額

(提案理由)

令和 5 年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 16 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

令和 5 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和 5 年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	負担すべき金額
1 熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
2 球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
3 八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
4 熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 50 円
5 球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 100 円及び資本費 71,015,821 円
6 八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 151 円

(提案理由)

令和 5 年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 31 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

令和 5 年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

令和 5 年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
3 単県海岸保全事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額

(提案理由)

令和 5 年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号) 第 28 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

令和 5 年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

令和 5 年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金額

(提案理由)

令和 5 年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市に負担させるため、地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第 31 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に
 対する市町村負担金（地方財政法関係）について
 令和5年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業
 及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政
 法関係）を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 単県街路促進事業	工費の10分の1に相当する金額
2 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業を除く。）	工費の10分の1に相当する金額
3 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業に限る。）	工費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1に相当する金額
4 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁を除く。）	工費の10分の1に相当する金額
5 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁に限る。）	工費の20分の1に相当する金額
6 重要港湾改修事業	工費の10分の1に相当する金額
7 地方港湾改修事業	工費の5分の1に相当する金額
8 港湾補修事業	工費の6分の1に相当する金額
9 重要港湾環境整備事業	工費の10分の1に相当する金額
10 地方港湾環境整備事業（長洲港土砂処分場整備に限る。）	工費の10分の1に相当する金額
11 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要	工費の20分の1に相当する金額

<p>援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれかに該当するもの)</p> <p>1 2 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれにも該当しないもの)</p> <p>1 3 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれかに該当するもの)</p> <p>1 4 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれにも該当しないもの)</p> <p>1 5 単県急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>1 6 単県砂防事業</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p> <p>工事費の10分の1に相当する金額</p> <p>工事費の5分の1に相当する金額</p> <p>工事費の3分の1に相当する金額</p> <p>工事費の10分の1に相当する金額</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の締結について

第一高校長寿命化改修（第一期）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 工 事 名 第一高校長寿命化改修（第一期）工事

2 工 事 内 容 (1) 普通教室棟の改修

鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延べ面積3,541
平方メートル

(2) クラフハウス棟の改修

鉄骨造、地上2階建て、延べ面積720平方メートル

(3) 上記(1)及び(2)に伴う薬品庫の解体

3 工 事 場 所 熊本市中央区古城町3番1号地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年2月14日まで

5 契 約 金 額 957,000,000円

6 契 約 の 相 手 方 熊本市東区尾ノ上四丁目20番11号

竹内・坂口建設工事共同企業体

代表者 株式会社竹内工務店 代表取締役 竹内浩二

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

第一高校長寿命化改修（第一期）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概 要

管 籍 課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類	建築一式工事	
共同企業体の構成員	2者	
資 格 要 件	代表構成員 (構成員1)	構 成 員 2
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値	A1等級	A1等級
営業所の所在地	熊本県内に主たる営業所を有すること。	熊本県内に主たる営業所を有すること。
施工実績に関する事項	平成21年度(2009年度)以降、元請けとして国内において完成したRC造、SRC造、S造又はW造の建築一式工事で、請負金額が7.6億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が行った分担工事の実績であること。)	なし
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。	なし
	施工経験	平成21年度(2009年度)以降、元請けとして国内において完成したRC造、SRC造、S造又はW造の建築一式工事で、請負金額が5億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有する者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が行った分担工事の実績であること。)
	資格等	建築一式工事に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者
	その他	建築一式工事に関し、建設業法第7条第2号ハ又は建設業法第15条第2号イ(国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。)に該当する者
		当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、「品質確保」と「安全確保」及び「施工上の課題対応」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づき技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 = 技術評価点 (標準点 + 加算点 + 施工体制評価点) / 入札価格

※ 標準点 63 点、加算点 37 点、施工体制評価点 30 点の 130 点満点

※ 評価値の表示については、評価値に対し 100,000,000 を乗じている。(小数点以下 5 位を四捨五入)

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 鉄骨屋内階段溶接時の品質確保に関する提案
安全確保に関する提案	② 資機材搬出搬入時における生徒及び学校関係者への安全確保に関する提案 ③ クレーン類等建設機械の稼働時における作業上の安全確保に関する提案 ④ 高所作業時における安全確保に関する提案
施工上の課題に関する提案	⑤ 生徒及び学校関係者への騒音対策に関する提案 ⑥ 外壁モルタル撤去時の粉塵対策に関する提案

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
竹内・坂口建設工事共同企業体	117.33	870,000,000	13.4862	[落札]
三津野・武末建設工事共同企業体	106.92	871,000,000	12.2755	
予定価格 (税抜き)	871,169,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	801,475,480	
失格判断基準価格 (税抜き)	784,916,694	開 札 日	令和 5 年 7 月 18 日	

第 23 号

工事請負契約の変更について

令和 4 年 9 月熊本県議会定例会において議決された小川工業高校実習棟改築工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和 6 年 2 月 16 日まで」を「契約締結の日の翌日から令和 6 年 3 月 15 日まで」に、契約金額「1, 542, 750, 000 円」を「1, 563, 472, 087 円」に変更することとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の変更について

概要

當繕課

	内 容
工 事 名	小川工業高校実習棟改築工事
工 事 内 容	(1) 実習棟 木造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積 3, 720平方メートル (2) 渡り廊下その他 鉄骨造、平屋建て、延べ面積 81 平方メートル
工 事 場 所	宇城市小川町北新田 770 番地地内
請 負 契 約 締 結 日	令和 4 年 10 月 5 日
請 負 業 者	八代市宮地町 2088 番地 松島・高橋・和久田建設工事 共同企業体 代表者 株式会社松島建設 代表取締役 松嶋進治
変更契約工期	契約締結日の翌日から令和 6 年 2 月 16 日まで を 契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 15 日まで に変更
変更契約金額	1, 542, 750, 000 円 を 1, 563, 472, 087 円 に変更 (増額 20, 722, 087 円)
変更理由	工期の変更理由 ・ 水はけの悪い粘土層での基礎掘削に伴う工期延長 金額の変更理由 (主な理由) ・ 資材価格の変動に伴う増額 ・ 開口部及び屋根下地等の仕様変更に伴う増額

第 24 号

工事請負契約の変更について

令和 4 年 9 月熊本県議会定例会において議決された球磨支援学校校舎棟新築工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和 6 年 1 月 29 日まで」を「契約締結の日の翌日から令和 6 年 2 月 28 日まで」に、契約金額「1, 447, 600, 000 円」を「1, 479, 601, 509 円」に変更することとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の変更について

概 要

営繕課

内 容	
工 事 名	球磨支援学校校舎棟新築工事
工 事 内 容	(1) 校舎棟 木造一部鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積 4,569平方メートル (2) 車庫その他 鉄骨造、平屋建て、延べ面積47平方メートル
工 事 場 所	球磨郡多良木町大字多良木1212番地地内
請 負 契 約 日 結	令和4年10月5日
請 負 業 者	球磨郡多良木町大字多良木144番地の1 味岡・丸昭・速永建設工事共同企業体 代表者 味岡建設株式会社 代表取締役 味岡俊彦
変更契約工期	契約締結日の翌日から令和6年1月29日まで を 契約締結日の翌日から令和6年2月28日まで を変更
変更契約金額	1,447,600,000円 を 1,479,601,509円 に変更 (増額 32,001,509円)
変 更 理 由	工期の変更理由 ・梅雨期の天候不良による建て方作業の遅延に伴う工期延長 金額の変更理由(主な理由) ・資材価格の変動に伴う増額 ・外構及び避難施設等の仕様変更に伴う増額

第 27 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 19 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 等 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和3年5月21日 一般国道219号 八代市坂本町川藏地内 道路崩壊	個 人 (車両所有者)	598,423円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 28 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 17 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 5 年 7 月 28 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和 5 年 4 月 8 日 主要地方道熊本益城 大津線 上益城郡益城町大字 平田地内 落枝	個 人 (車両所有者)	1, 065, 120 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 29 号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 18 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年7月28日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年5月7日 一般県道畑中山鹿線 山鹿市山鹿地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	8,554円	当事者双方は、今後本件に関し、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 30 号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 20 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 等 路 線 名 所 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和5年6月19日 一般国道325号 菊池郡大津町大字杉水 地内 路上障害物	個人 (車両所有者)	8,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 31 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 21 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和5年6月28日 主要地方道玉名山鹿線 玉名郡和水町岩尻地内 倒竹	個人 (車両所有者)	254,180円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 32 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 22 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 5 年 8 月 21 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 等 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和 5 年 7 月 1 日 一般県道大津西合志線 合志市栄地内 蓋不全	個 人 (車両所有者)	12,287 円	当事者双方は、今後本件に関し、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 33 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 23 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 5 年 8 月 21 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 等 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和 4 年 8 月 23 日 一般県道八代港大手町線 八代市出町地内 街路樹の根による配管損傷	個 人 (建物所有者)	151,800 円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

概 要

No	議案番号	事故の原因	日時	場所及び路線名	損害額(円)	賠償割合(道路管理者)	賠償額(円)	事故の状況
1	27	道路崩壊	令和3年5月21日 午前4時45分頃	八代市坂本町川嶽地内 一般国道219号	854,891	7割	598,423	被害者が、一般国道219号を八代市方面から球磨村方面へ向けて、軽乗用車で進行中、崩落していた道路に転落し、前部バンパー、ルーフパネル等を損傷するとともに、頸椎捻挫等の傷害を負ったもの。
2	28	落枝	令和5年4月8日 午後2時34分頃	上益城郡益城町大字平田地内 主要地方道熊本益城大津線	1,065,120	10割	1,065,120	被害者が、主要地方道熊本益城大津線を菊陽町方面から熊本市方面に向けて、軽乗用車で進行中、進行方向左側の歩道に生育していた街路樹から落下した枝が車両に直撃し、フロントガラス等を損傷したものの。
3	29	穴ぼこ	令和5年5月7日 午後2時30分頃	山鹿市山鹿地内 一般県道畑中山鹿線	10,692	8割	8,554	被害者が、一般県道畑中山鹿線を山鹿市新町方面から山鹿市中方面に向けて、軽乗用車で進行中、進路前方に生じていた穴ぼこに落輪し、左後輪をバンクしたものの。
4	30	路上障害物	令和5年6月19日 午後6時50分頃	菊池郡大津町大字杉水地内 一般国道325号	8,000	10割	8,000	被害者が軽乗用車を運転し、丁字路交差点を右折して、一般国道325号に流入する際、歩道上に設置されていた側溝桁から張り出した金属製配筋を踏みつけ、右前輪をバンクしたものの。
5	31	倒竹	令和5年6月28日 午前9時05分頃	玉名郡和水町岩尻地内 主要地方道玉名山鹿線	254,180	10割	254,180	被害者が、主要地方道玉名山鹿線を和水町久米野方面から和水町焼米方面に向けて、普通乗用車で進行中、進行方向左側から倒れてきた竹が車両に直撃し、フロントガラスを破損したものの。
6	32	蓋不全	令和5年7月1日 正午頃	合志市栄地内 一般県道大津西合志線	24,574	5割	12,287	被害者が軽乗用車を運転し、一般県道大津西合志線から歩道を通り、路外敷地に左折進入する際、歩道に設置された側溝の蓋が外れた部分に左前後輪を落輪し、左前後輪をバンクしたものの。
7	33	街路樹の根による配管損傷	令和4年8月23日 午後10時30分頃	八代市出町地内 一般県道八代港大手町線	151,800	10割	151,800	一般県道八代港大手町線に植栽された街路樹の根が、被害者が所有する建物敷地東側の地中に埋設された下水配管に侵入し、同配管を損傷するとともに、汚水漏れを発生させたもの。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事
件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 29 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車
による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
令和4年12月28日 上益城郡益城町惣領地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	当事者双方は、今後本件に関し て、裁判上又は裁判外において一 切の異議及び請求の申立てをしな いこと。

報告第 3 号

専決処分^の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 30 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する熊本県が和解の相手方から賃借したレンタカーによる交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年12月28日 上益城郡益城町惣領地 内	株式会社トヨタレ ンタリース熊本	91,508円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 31 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年1月23日 上益城郡益城町宮園 地内	伸栄空調設備株 式会社 (車両使用者) 普通貨物自動車	84,700円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 32 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所が発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和5年1月23日 上益城郡益城町宮園 地内	肥銀リース株式 会社 (車両所有者) 普通貨物自動車	69,696円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 33 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する熊本県が和解の相手方から賃借したレンタカーによる交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方	和 解 事 項
令和5年1月23日 上益城郡益城町宮園地内	株式会社トヨタレ ンタリース熊本	当事者双方は、今後本件に関し て、裁判上又は裁判外において一 切の異議及び請求の申立てをしな いこと。

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 34 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
令和5年6月27日 阿蘇市黒川地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	29,590円	当事者双方は、今後本件に係る物的損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

専決処分の報告について（報告第2号～7号）

概 要

監理課

No	報告番号	日時	場所	区分	過失割合	損害額(円)	県側の負担額	相手方の負担額	県の損害賠償額	事故の状況
1	2 3	令和4年12月28日 午後1時50分頃	上益城郡益城町 惣領地内	県	15%	351,000	52,650	298,350	91,508円	県央広域本部土木部職員が、益城町惣領において、県道熊本高森線を走行していたところ、商業施設の駐車場から急発進してきた車両が、公用車に衝突したものの。
				(株)トヨタレンタリース熊本(県の公用車)	-					
				相手方(車両)	85%	259,050	38,858	220,192		

損害の合計	610,050	91,508	518,542
-------	---------	--------	---------



負担先の整理

	損害額	県の負担額	相手方の負担額
(株)トヨタレンタリース熊本	351,000	91,508	259,492
相手方(車両)	259,050	0	259,050
損害の合計	610,050	91,508	518,542

No	報告番号	日時	場所	区分	過失割合	損害額(円)	県側の負担額	相手方の負担額	県の損害賠償額	事故の状況
2	4 5 6	令和5年1月23日 午後2時20分頃	上益城郡益城町 宮園地内	県	100%	0	0	0	154,396円	県央広域本部土木部職員が、益城町宮園の町道交差点において、信号待ち停止していたところ、交差点左側から大型車が右折してきたため、道を空けようと車をバックさせ、後方に停止していた車両に衝突したものの。
				(株)トヨタレンタリース熊本(県の公用車)	-					
				伸栄空調設備(株)(相手方)	0%	84,700	84,700	0		
				肥銀リース(株)(相手方の車両)	-	69,696	69,696	0		
損害の合計						154,396	154,396	0		

No	報告番号	日時	場所	区分	過失割合	損害額(円)	県側の負担額	相手方の負担額	県の損害賠償額	事故の状況
3	7	令和5年6月27日 午後2時5分頃	阿蘇市黒川地内	県(公用車)	100%	44,880	44,880	0	29,590円	阿蘇地域振興局土木部職員が、道の駅「阿蘇」付近の国道57号で信号待ち停止をしていた際、フットブレーキの踏み込みが甘く、車両が進んでしまい、前方で停止していた車両に追突したものの。
				相手方(車両)	0%	29,590	29,590	0		

報告第 32 号

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、熊本県道路公社の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおりに提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

報告第 33 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について
令和 4 年 9 月熊本県議会定例会に提出した一般財団法人白川水源地域対策基金の令和 3
年度決算に関する書類及び令和 4 年度事業計画に関する書類について、記載内容を訂正し
たので、訂正後の書類を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 34 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人白川水源地域対策基金の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫